

文教福祉常任委員会会議録

〔令和 8 年 6 月定例会〕

6 月 1 5 日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和8年6月15日（月） 会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	議 案 第41号	阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例を廃止する条例の制定について	文化財課	3
	議 案 第42号	工事請負契約の締結について	教育政策課	6
	議 案 第43号	設計・施工変更契約の締結について	教育政策課	8
	所管事務 報 告	令和7年度 筑紫野市教育委員会点検・評価報告書について	教育政策課	16
	所管事務 報 告	令和8年度 筑紫野市教育振興基本計画について	教育政策課	21
	所管事務 調 査	不登校初期段階における児童及び保護者への支援体制について	学校教育課	29
	所管事務 報 告	待機児童の状況について	こども政策課	41
	所管事務 報 告	予防接種健康被害救済申請に係る進達処理について	健康推進課	47
	所管事務 報 告	重層的支援体制の整備について	生活福祉課	51
	所管事務 報 告	地域包括支援センターの開設について	高齢者支援課	54

**令和8年第3回（6月）筑紫野市議会定例会
文教福祉常任委員会**

○日 時

令和8年6月15日（月）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（6名）

委員長 坂口 勝彦

副委員長 春口 あかね

委員 上村 和男

委員 高原 良規

委員 古賀 新悟

委員 赤司 祥一

○欠席委員（1名）

委員 白石 卓也

○傍聴議員（11名）

議員 辻本 美恵子

議員 西村 和子

議員 宮崎 吉弘

議員 山本 加奈子

議員 八尋 一男

議員 城 健二

議員 段下 季一郎

議員 前田 倫宏

議員 檜木 孝一

議員 佐々木 忠孝

議員 吉村 陽一

○出席説明員（17名）

こども部長 嘉村 千穂

こども政策課長 岡嶋 桐子

保育担当係長 渡辺 勅之

健康福祉部長 坂田 浩章

健康推進課長 毛利 早希

健康企画担当係長 松尾 美琴

生活福祉課長 虫 明しのぶ

地域福祉担当係長 山崎 健太郎

高齢者支援課長 谷 昌義

高齢者支援課長補佐 真鍋 美香子

教育部長 濱崎 博文

教育政策課長 亀井 美和

庶務担当係長 末次 勝也

学校教育課長 高木 伸泰

教育指導担当係長 山下 勝

文化財課長 小鹿野 亮

保存活用担当係長 川口 陽子

○出席事務局職員（３名）

局　　長　　杉　村　真　子
主　　任　　鹿　島　未　帆

課　　長　　高　木　美智子

開会 午前10時00分

○委員長（坂口勝彦君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、文教福祉常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。

本常任委員会に11名の議員が傍聴に出席しておりますので、報告しておきます。

では、会議に入ります前に念のため申し上げますが、会議中発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

また、携帯電話等お持ちの方は、電源を切るかマナーモードをお願いいたします。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として議会だよりに掲載する案件について、ほか4件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

議題に入ります前に、濱崎部長がお見えですので、御挨拶をいただき、併せて出席職員の紹介をお願いいたします。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 皆さん、おはようございます。教育部の濱崎でございます。

本日、教育部につきましては、議案が3件、所管事務報告・調査3件について御審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、まず文化財課より説明職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○文化財課長（小鹿野 亮君） おはようございます。文化財課長の小鹿野亮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保存活用担当係長（川口陽子君） おはようございます。文化財課保存活用担当の川口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） お願いします。

それでは、議案第41号、阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例を廃止する条例の制定の件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

小鹿野課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 議案第41号、阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例を廃止する条例の制定について御説明をいたします。

資料は1、文化財課を御覧ください。

阿志岐山城跡につきましては、平成23年9月21日に国史跡の指定を受けておりますが、この史跡を広く国民に周知し、将来にわたって適正に保存管理及び活用するため、令和6年度から7年度にかけて、阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会を設置し、史跡阿志岐山城跡保存活用計画を策定いたしました。

つきましては、令和7年度末をもって計画の策定が終了し、当該委員会の目的を達成いたしましたので、阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例を廃止する条例を制定するものでございます。

なお、当該計画につきましては、令和8年度に文化財保護法に基づく文化庁長官の認定を受ける予定としておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で説明は終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） この策定委員会でどういうものをつくられているか、概要は分かりますか。説明できますか。それで、それに基づいて、さっきは国の指定をというお話がありましたけれども、併せて、そういうことは筑紫野市にどういうことが求められるかというところまでお話いただければありがたいです。

○委員長（坂口勝彦君） 小鹿野課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 御説明申し上げます。

まず、2年間にわたり合計7回の委員会を開催しておりますが、その中で保存活用計画の目的をはじめ、史跡の位置と環境、史跡の概要、それから史跡の本質的な価値がどこにあるのかということを踏まえまして、保存活用の現状と課題、それから大綱と基本方針に基づきまして、今後の保存管理、調査研究、並びに史跡の活用、それから具体的な整備、それと今後の運営体制、今後の取組について議論を重ねてまいったところでございます。

ですから、阿志岐山城跡の今後につきまして、現状と課題を踏まえ、これから10年の計画になってございますが、保存活用をはじめとする管理活用整備についてこういった方向

性で進んでいくのかということ、関係諸機関等をはじめ、地元の方々等とも共有していくという計画になってございます。

ですから、それに基づきまして、今後、史跡に対する取組を筑紫野市としても進めていくということになるかと存じます。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君）　ほかありますか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君）　活用という点でちょっとお尋ねしたいなと思ってまして、これからいろいろ決まっていくことだとは思いますが、筑紫野市のほかの史跡だったりと連携だったりとか、どのようにPRして、どのように観光だったりとか、その地域の観光に生かしていくのかみたいな、今時点で決まっていることがあれば教えていただければと思います。

○委員長（坂口勝彦君）　課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君）　御説明申し上げます。

阿志岐山城跡の保存活用計画につきましては、あくまで阿志岐山城跡の保存活用をどうしていくかということが中心にはなっておりまして。

ただ、議員仰せのとおり、ほかにもございます史跡等との関連、連関をどう機能的に有機的に結びつけていくかということも、今後検討は進めていかなければならないと考えております。

その一方で、阿志岐山城跡につきましては、まず、これまで原則非公開としておりました現地の公開への取組を進めてまいりたいと考えております。あくまで安全面等の考慮が必要になりますので、史跡の現地公開については、段階的な取組から始めるようになるかと存じますが、そういったところをまず取組として進めていく。それと同時に、常設の展示がございませんので、当面筑紫野市の歴史博物館におけるガイドスコーナを設置するとともに、子ども向けの解説書を作ったりとか、あるいはホームページ等での情報発信の充実にも取り組んでまいります予定でございます。

また、最後に、いまだに未解明が多い謎の史跡という部分もある関係で、継続的な発掘調査の計画立案と実施にも取り組んでいくという予定で考えてございます。

説明は以上です。

○委員長（坂口勝彦君）　ほかありますか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第41号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第41号、阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例を廃止する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管入替えのため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号、工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

職員が変わりましたので、出席職員の紹介をお願いいたします。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 続きまして、教育政策課より説明職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○教育政策課長（亀井美和君） 教育政策課長、亀井でございます。よろしくお願いいたします。

○庶務担当係長（末次勝也君） 教育政策課庶務担当係長の末次と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） よろしく申し上げます。本件について、執行部から説明をお願いいたします。

亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 議案第42号、工事請負契約の締結について御説明を申し

上げます。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書に沿って説明をいたします。

工事名につきましては、筑紫野中学校管理教室棟屋根外壁改修工事。

契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

契約金額は、2億88万2,000円。

契約の相手方につきましては、筑紫野市武蔵3丁目2番26号、株式会社広田建創、代表取締役、廣田郁人氏でございます。

提案内容補足説明書を御覧いただけますでしょうか。

こちらの説明書にございますが、3番でございます。本契約での工事概要でございます。屋根防水改修、それから外壁の改修、そして渡り廊下の改修でございます。

4番、工事期間につきましては、議決をいただきました日から今年の12月15日まで。

位置図をお示ししております。筑紫野中学校の校舎、真ん中辺りになりますけれども、管理教室と赤で囲いました、こちらの棟の工事でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 今回この屋上防水と、あと外壁という形の、この棟に関する大規模修繕みたいな形だと思うんですけど、小中学校全体で考えたら、結構1棟1棟レベルだったらいっぱいあると思うんですけど、これは今後どれぐらい出てくるのかとか、どれぐらい先まで工事が決定しているのかみたいな、ほかの中学校の管理棟は来年やるとか再来年やるみたいな、何かどこまで決まっているのかとかがあれば教えていただければと。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 大変数が多いでございますので、おっしゃるとおり大変計画が難しいんですけども、筑紫野市の長寿命化計画の中で計画をしていくようになります。一応5年間スパンで細かくは決めていくようになりますけれども、当然、毎年の劣化度の調査とか、より優先されるものについても見直し等をかけていきますが、おおむね5年ぐらいで予定をしているところでございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） ほかありますか。

副委員長。

○副委員長（春口あかね君） 今、長寿命化計画に基づいてされているとおっしゃっておりまして、今の物価高騰の影響ってかなり受けていると思うんですけど、そのままその計画の下いくのか、それともちょっとずらしていくとか、そういった考えがあるのかどうか伺いたいします。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） おっしゃっていただいたとおり、大変厳しい経済等の情勢もございますので、先ほど劣化度の見直しもかけていくとともに、財政の計画もございますので、そちらも合わせながら計画をしていく。計画を適宜見直していく必要はあるかなとは思っております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第42号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第42号、工事請負契約の締結についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、設計・施工変更契約の締結についての件を議題といたします。

執行部から説明をお願いします。

課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 議案第43号につきまして、御説明を申し上げます。

こちらは、設計・施工変更契約の締結についてということで、同じく地方自治法及び条

例に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

事業名につきましては、二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業。

事業期間につきましては、令和6年12月26日から令和10年9月30日まで。

契約金額につきましては、変更前、現契約が33億3,839万円。これに対しまして、変更後が、36億759万2,401円でございます。

契約の相手方につきましては、福岡市博多区博多駅東2丁目14番1号、前田建設工業・西日本技術開発特定建設工事共同企業体、代表者、前田建設工業株式会社九州支店執行役員支店長、塚本修史氏でございます。

次のページを御覧ください。

変更概要書をお示ししておりますが、1番、2番につきましては、現契約の内容となっております。

3番でございます。変更の理由及び内容でございます。

大きく四つございます。

まず、1点目が、物価スライドでございます。当初契約時からの物価上昇率のうち、受注者負担分を控除した約4.08%を基準日時点での残工事費に対して増額をするものでございます。

2番、家具什器設置工事でございます。実施設計時に家具什器の選定が完了しましたので、その設置工事費を増額いたします。

3番でございます。地中埋設物及びアスベスト撤去・処分工事が発生しておりますので、こちらの撤去・処分費等を増額するものでございます。

4番でございます。工事内容の精査による増減ということで、設計段階におきまして協議調整を行い、仕様の変更を行った分について、減額となっております。

提案内容補足説明書を御覧いただきたいと思います。

こちら1番、契約金額は先ほど申し上げたとおり、当初契約に対しまして、今回の第1回変更契約によりまして、2億6,920万2,401円を加えた額となっております。

スケジュールについては、当初の予定どおりに今のところ進んでいるところでございます。

3番の位置図をつけておりますが、この左下のほうです。増築棟4階建てと書いておりますオレンジの部分、こちらの部分から先ほどの(3)の部分、埋設物等が出てまいりましたということでございます。

こちらにつきましては、別添でまた資料をつけさせていただいております。文教福祉委員会のフォルダの中の別添の2番の資料となっております。

こちらの横書きのものでございますけれども、変更契約の概要、それから内容につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

内容の四角の表のところでございますけれども、それぞれの四つの主な変更項目のそれぞれの額をお示ししたものでございます。

まず、物価スライドにつきまして、総額が1億2,409万260円、右側にそれぞれの年度、これ以降の年度についての内訳をお示ししております。

それから、家具什器設置工事につきまして、1億6,763万5,600円。

それから、3番目の地下埋設物及びアスベスト撤去・処分工事につきまして、1,621万4,141円。

それから、4番目の工事、工事内容精査による増減といたしまして、3,873万7,600円の減額となっております、合計して2億6,920万2,401円の増額となっております。

その内訳のところで、赤字で囲っております令和9年度、10年度のこの額につきまして、今回債務負担行為を上げさせていただいているところでございます。

それから、その下の表でございますが、総事業費をお示ししております。総事業費の年度ごとの内訳についてもお示ししているところです。

次のページをお願いいたします。

これはちょっと細か過ぎるかなと思ったんですけれども、物価スライドについての説明をさせていただいております。

御存じかとは思いますが、物価スライドにつきましては、大規模かつ長期の建設工事の請負契約締結後に物価等の価格の変動に対応する措置として、残工事分の契約金額を変更できる制度でございます。契約締結日から12月を経過した後に受注者からの請求が可能となっております。

本契約におきましては、契約締結日が令和6年12月25日でしたので、それから1年たちまして、令和7年12月26日が基準日となっております。

表の中の三つ目です。物価上昇率につきましては、建築費指数を基に算出した約5.58%としております。そのうち、繰り返しになりますが、受注者の負担がこのうちの1.5%ということで、先ほど申し上げました基準日、令和7年12月26日時点での出来高額というのが6,786万1,000円ございました。上に書いております請負工事費に対しまして、

まだ2.3%ぐらいしか終わってなかったということで、残工事が大変多いんですけれども、残工事費に対しての、先ほどの受注者負担を引いた分の物価スライド額について計算をいたしましたところ、一番下の計算式から導き出されますように、1億2,409万260円となっているところでございます。

説明については以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 危ないものが、建築物の古いやつだか、それをどんなふうに安全を確保するのかね。それは業者がやるんでしょうけど、それはどういうふうに報告を受けているか、どういうふうにしてやろうとしているのか、分かれば教えてください。住宅地でもありますし、子どもたちが近くにいますから、実はそれが工事中にいろいろ舞い上がって吸っちゃいましたという、そうすると都合が悪いので。それを一つ。どんなふうにしようとしているのか。よく漏れてきていると聞く話がありますので、そういうことがないようにという意味で。

それから、物価スライド制の話も説明いただきましたけれども、契約締結から1年たつて、実際工事するとまた1年たっちゃうんで、大丈夫ですかと。去年の12月に見直しておるわけですけど、去年の12月からこの半年で大分いろいろ上がっていると聞いてますので、それは事業者と大丈夫ですという話になっているのか。後になって、物価スライド制はできないのでどげんかしてくださいという話にはならないでしょうねという念を押します。この予算がいの悪いのという話じゃないですもんね、ここまで来ると。追加でまた来るようなことにならないかというのを心配しています。そういう場合はどうするのかということね。二つ聞きました。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。

課長。

○教育政策課長（亀井美和君） まず、1点目、工事の安全面ということで、御心配の声をいただきました。

具体的な個別の事象に対する細かな工法とかは、ちょっと私もすぐにお答えはできないんですが、埋設物が出たとか、そういったアスベストが出たというときにはすぐに報告も受けておりますし、また、適切に粉じんが舞い上がらないように水をまきながらとか、そ

ういった確実な周囲に影響を及ぼさないような工事のやり方については、しっかり事業者で配慮いただいているところでございます。近隣の方からとか、保護者の方、子どもたちからの御意見も今のところ一切こちらについては上がってきておりません。しっかり学校とも事業者が週1回打ち合わせながら、しっかり対応いただいているものかなと思っております。また、地域への説明もしっかりさせていただいているところです。

それから、もう一つ、物価スライドについて大丈夫ですかという、これも御心配のお声をいただきました。

物価スライドについて、また1年後に基準日が参ります。令和8年12月26日に基準日が来ましたら、そこでまた再度の見直しというのはどうしても契約上必要になってくるかなと思います。

今回かけましたのが全体スライドという条項になりますけれども、ほかにも物すごく御心配いただいているような物価のインフレによるものとか、特別な特段の事情があった場合というのは、この全体スライドと併せて単品スライドとか、インフレスライドとかいう制度もございますので、もしかしたらそういったものも場合によってはということは考えられるかもしれないんですけれども、それにつきましては、しっかり事業者とも協議しながら、契約の条項の中で対応していきたいと思っております。

今回の金額につきましては、現時点での令和7年度の基準日に基づいた物価スライド額につきましては、しっかり事業者との調整が取れているものでございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君）　ほかありますか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君）　3点お伺いします。

一つ目が、先ほどの御答弁にも関連するんですけど、提案内容補足説明書に第1回変更契約と書いてあるのは、これは今御説明いただいたように、もしかしたら物価スライドの件で第2回、第3回とかっていうのがあるかもしれないから、今、第1回とあえて書いているという意味なのかどうかというのを教えていただきたいのが1点。

2点目が、先ほど上村委員からもアスベストの件があったと思うんですけど、これは埋蔵物からアスベストが出てきたと。多分吹きつけとかではないんで、要は建材の中に入っているタイプだとは思いますが、例えば今から二日市小学校を解体したりとか、何か小中学校の建造物にアスベストが使ってるって僕は認識とかしてなかったんで、何ていう

んでしょう、今後大丈夫なのかなという。さすがに吹きつけとかはどこももうないとは思いますが、ほかの学校である可能性があるんじゃないか、じゃあ調査をしないといけないんじゃないかみたいな話になってるのかどうかというのを、分かれば教えていただきたいというのが2点目。

それと、三つ目が物価スライドの件、これは負担行為の表を見てたときにも、たしかこの東小だけしか上がってなかったと思うんですけど、この物価スライドの考え方って、例えば二日市コミセンとか二日市小学校の建て替えとか、要は3年ぐらいこれからかかるようなほかの案件に何かそういう適用ってないのかどうかというところ。コミセンは範疇外かもしれないんですけど、二小のこととかにはないのかどうかというのが、三つ目。

以上、3点教えていただければと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） まず、1点目の第1回ということは第2回、第3回についてはいかにという御質問だったと思いますが、基本的には、基本的にというか、今回基準日が1年ごとに参りますので、令和8年の12月の時点で、何ていいますか、物価の上昇率といいますが、事業者の負担分が1.5%ということで、それを超える物価の上昇率がある場合には、当然にというか、契約に基づきまして、この物価スライドがまたさらに生じる、そして、その可能性は非常に大きいのかなと考えておりますので。これはあくまで第1回目で、第2回目以降についても大いに可能性はあるかなと考えているところです。

アスベストにつきましては、ちょっとだけ補足なんですけれども、埋設物から出たのではなくて、解体予定の部分の、ひさしの部分から出てきてしまったという、ちょっと予期せぬ部分があったので、これに対応したものでございます。

事前の調査等を行わずに工事の中で発覚したものでございますので、確かに御心配の通り、ほかの建物ではどうなのかという御心配だったとは思いますが、通常使う部分に、表に出ているものではないので、特段の調査等の予定は今のところはしていませんのでございます。ただ、解体とか工事とかが発生しましたときに、しっかり中身の精査といいますが、していかないとけないかなと思っているところでございます。

それから、3点目が、ほかの工事での物価スライドの制度についてということで、工期が12か月を超える工事については、必ずこの物価スライドの条項を設けるようになっておりますので、それぞれの工事において、条項については契約の中に盛り込んであるという状況でございます。

二小につきましては、まだ、今、複数年での契約については設計監理の分になりますので、ちょっと物価スライドというところには当たらない内容でございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君）　ほかございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君）　アスベストを使っているやつは、もう調査を公共施設はしているんじゃないんですか。

○委員（高原良視君）　終わっています。

○委員（上村和男君）　終わってるはずなんで、どことどこは使ってるけど、どこは使っていないとか分かるはずですから。さっきのお話だと、工事が始まって、解体が始まってからというみたいな話は外してください。きっと資料があるはずですから、それを基に答弁していただかないと、議員をたぶらかすことになるので。委員会で報告して、うそを報告しましたってなるので、申し上げておきます。うかつだったなと思います。ああいう実際やってた方もおられますので、よく分かるんで、お願いします。

○委員長（坂口勝彦君）　じゃあ、もう1回答弁お願いします。いいですか。

亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君）　大変失礼いたしました。不勉強で申し訳ございません。

アスベストの含有物については、建物の調査等を行われておりますが、見えない部分、中に包含されている部分については、どうしても工事の中で今回のように分かる部分がございますので、そういったところで分かったものについては適宜対応してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君）　いいですか。

○委員（上村和男君）　調査が不十分だったんだね、以前の。吹きつけたやつは分かるけど、中に使われているやつは工事をしてみないと、解体してみないと分からないちゅうのは、そのときの調査はそんな程度の調査だったの。

○委員長（坂口勝彦君）　1回休憩します。

—————・—————・—————

休憩　午前10時32分

再開　午前10時35分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

末次係長。

○庶務担当係長（末次勝也君） 基本、工事に入る前に、事前にアスベストについては、見える部分については調査が完了しているところでございます。ですけれども、解体工事、実際始まる前に事前調査というのを実施いたします。一応今回その事前調査を実施した中で、今回資材の中にアスベストが含まれているということが判明したというところで、今回その処分費が掛かり増しでかかってきたというところでございます。

特に今回の事業については、設計・施工の一括発注というところでございますので、本来であれば、設計の中でそういった事前調査を行って工事発注をするという流れになりますので、アスベストの処分費についても工事費に含まれているというような形で行っていくですけれども、今回設計・施工の一括発注というところで、その分は当初の契約に含まれてなかったというところで、今回増額で契約をするというような中身でございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。

○委員（上村和男君） 疑問を残したまま終わります。分からなかったという話だから、今度の工事に関わるので調査してみたら分かったという話ですから、そういうことがあるのかなというふうにね。本当に大丈夫ですかというね。アスベストが問題になって、だんだん厳しくなって、調査しますというふうにきてるはずなんです。工事にかかる前に調査したらあるということが分かったというのは、そんなことがあるのかなと思っているだけです。そんなことがあったということの報告があったので、大丈夫かということ。そういう中で子どもたちが勉強していたという実際があるということをよく理解しとかなないと、あなたたちの責任ですからね。教育環境の整備は、教育委員会、筑紫野市の仕事です。これは。金が幾らかかる、期日がどれぐらいかかるとかという話の前に、子どもの命を守り切れないようなことをやったら、教育委員会の仕事じゃないです。私は言わないんですけど、市民の人たちとか、保護者の人たちはきっとそれを言う。教育委員会というのはそういう仕事をするところなので、思っていますからね。はい、じゃあもういいです、そういうことで。そういう訂正のしようがないでしょう。

○委員長（坂口勝彦君） だから、今の時点では万全を尽くして工事を請け負っているんだけれども、工事をしようとしたときに、あつというのが出て、工事をする前にきちんと

するという対応をされてあると思うんですね。

末次係長。

○庶務担当係長（末次勝也君）　そうですね、上村委員がおっしゃるように、ふだん子どもたちが生活していく中、例えば外壁に触る部分だったりとかに、もちろんアスベストが見える部分に含まれている場合については、しっかり調査をして、しっかり対策をしておるというような状況でございます。

今回みたいに解体工事を実際実施しますと、資材の中、例えば外壁の表には出てこない部分、そういったところにアスベストが含まれておる。通常生活する場合、手に当たらないけれども、解体で壊すときに飛散するおそれがある。そういったものについては飛散しないようなしっかりとした対策をする必要があるというところで、そういった解体とか、そういった飛散のおそれがある工事を実施するときに、事前にそういった資材が使われていないかと、そういったような調査を設計の中でして、しっかりとした万全な体制で工事を進めていくというような対策を取っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君）　ありがとうございます。じゃあ質疑を打ち切ります。しっかり今後も安全対策をよろしくお願いします。

ただいまから討論を行います。議案第43号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君）　討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第43号、設計・施工変更契約の締結についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君）　御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、所管事務報告、令和7年度筑紫野市教育委員会点検・評価報告書について、よろしくお願いします。

課長。

○教育政策課長（亀井美和君）　資料は、3番の資料でございます。

令和7年度筑紫野市教育委員会点検・評価報告書でございます。緑の表紙の分でござい

ます。

こちらにつきまして、まずめくっていただきまして、1ページを御覧いただきたいと思っています。

はじめにというところで、この報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、作成したものでございます。

内容は、教育委員会におきまして承認済みのものでございます。四角囲みで条文をお示ししておりますとおり、報告書につきましては、議会に提出後、市のホームページにて公表するようにしておるところでございます。

これからこの中身を御説明いたしますが、ページの番号は、こちらの資料のページでお示しをいたします。

まず、4ページでございます。

こちらにつきましては、施策の点検・評価というところで、報告書の体裁、それから構成をお示したものでございます。左の縦の列のところで示しておりますが、基本事業名、それから目指す姿、それから成果指標の目標値につきましては、総合計画と同一のものでございます。また、その下、オレンジの部分でお示しておりますが、これに対して令和7年度の実績はどうだったかということを、各項目ごとに記載をしておるところでございます。

一旦飛びまして、49ページを御覧ください。

こちらの一番最後の部分になるんですけども、教育委員会点検・評価報告に関する意見ということで、識者によるこの報告への意見をいただいているところでございます。御紹介はいたしません、この中で指摘があった部分、それから評価があった部分につきまして、その部分を中心に説明をさせていただこうと思っております。後でお読み取りいただければと思います。

失礼いたします、5ページに戻ります。

目標の1のところでございます。

子育て支援の推進ということで、基本事業名、幼児教育・保育の充実でございます。

こちらの実績につきましてでございますが、実績の欄の丸のところ、丸の一つ目でございますけれども、NPO法人ちくしっ子ネットワークと運営上の放課後児童健全育成事業につきましては、課題解決に向けた協議等を行っております。

また、季節保育の令和7年度につきましては、季節保育の対象児童を全学年とする入所

要件の緩和を行ったところでございます。

成果・課題の欄でございますけれども、丸の二つ目のところにお示ししておりますが、入所児童が増加しているクラブ（筑紫小・筑紫東小）については、新たな施設を整備する必要があると考えているところです。

また、丸の三つ目ですが、令和5年以降、毎年100名程度の入所児童が増加をしております。

7ページを御覧ください。

目標の2、学校教育の充実でございます。

基本事業名、教育環境の整備の中で、主な取組、学校施設等における教育環境整備の推進というところで、一番下のほうです。このページの下の方で、実績の下から二つ目の丸のところを御覧いただきますと、小中学校体育館及び武道場への空調設備整備方針を策定し、小学校の体育館空調設備の設計を実施いたしました。

また、そのほかにも実績としましては、二日市小学校、それから先ほど御審議いただきましたが、二日市東小学校について、いよいよ仮設校舎の建設でありますとか、増築についての工事に着手をしたところでございます。

すみません、17ページに飛びます。17ページを御覧ください。

17ページ、きめ細やかな教育支援の推進という項でございます。

こちらにつきましては、詳細について次のページを御覧いただきますと、次のページの二つ目の枠囲い、主な取組、特別支援教育推進体制の充実というところで、実績を御覧いただきますと、実績の丸の二つ目でございますが、特別支援教育支援員につきまして、令和6年度に比べまして9名の増員となっております。

その下の成果・課題のところでございますが、二つ目の丸、支援員の増員によりまして、特別支援学級在籍の児童生徒への個に応じた支援を実現することができております。

続きまして、21ページにまた飛びます。

目標の3番でございます。子ども・若者の健全育成のページでございます。

こちらにつきましては、基本事業名、子ども・若者の学習機会・体験活動の充実というところで、二つ下の成果指標のところを見ていただきますと、二つ目の「学校の授業以外で体験活動をしている児童・生徒の割合」というところが、児童それから生徒いずれも増加をしておるところでございます。

その要因ともなりますが、実績の欄のところを御覧いただきまして、実績の二つ目の丸

のところでは、B G レンジャー補助金の交付ということで、昨年度3団体、三つの地区で行ったところがそれぞれ継続していただいているとともに、1か所増えてのB G レンジャーの実施ができておるところでございます。

次のページを御覧ください。

実績の続きになりますけれども、実績の一番最後の項です。子どもの体験活動に関する情報発信を行っております。これは新たに、最後のほう、保護者向け通信アプリ「t e t o r u」を活用して情報発信を行ったということが新たな取組となりまして、こういったところも功を奏したのかなと感じているところでございます。

次は、26ページを御覧ください。

26ページ、目標4、スポーツの振興でございます。

基本事業名、スポーツ施設の充実というところで、主な取組、スポーツ施設・設備の充実のところでございますが、実績の欄を見ていただきますと、実績の最後、スポーツ施設整備基本構想を策定したところでございます。

こちらにつきまして、次のページを御覧ください。

施設の管理・運営の効率化という取組でございますが、成果・課題のところを書いておりますけれども、利用者のさらなる利便性向上のために、オンライン予約やキャッシュレス決済の導入を進める必要があると考えているところでございます。

次に、29ページを御覧ください。

年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進という基本事業名でございますが、成果指標の一番下、親子でスポーツをしている市民の割合、こちらが少し低下しておるところでございます。

これにつきましては、次のページでも成果・課題のところ記載をしております。スポーツイベントに参加しやすい開催日時や協議内容等を検討する必要があると考えているところでございます。

次のページを御覧ください。

目標の5番でございます。生涯学習社会の推進。

こちら成果指標としましては、生涯学習に関する講座・教室等の満足度、こちらについては上昇をしております。

このページの下の方、成果・課題のところがございますが、ちくしの文化講座、こちらを令和6年度からでございますけれども、「ちくしるキャンパス」ということで再編成

いたしまして、認知度も令和7年度には定着してきたというところで、参加者数も増えているところでございます。

それから、35ページを御覧いただきたいと思います。

35ページ、読書活動の推進でございます。

このページの下の方でございますが、主な取組、子どもの読書活動の推進ということで、令和7年度より新たに3歳児を対象としたセカンドブックを実施しているところでございます。

次のページを御覧いただきますと、実績の欄のところ、たくさん書いてございますけれども、いずれも充実をしているところでございます。

成果と課題の欄の一番上でございますが、とは言いながらも、ブックスタートやセカンドブックにつきましては、参加率の向上を図る必要があるなと考えているところでございます。

次に、38ページを御覧ください。

目標の6、歴史の継承と文化の振興でございます。

こちらについては、次のページを御覧いただきますと、39ページの下の方ですが、計画的な文化財の整備と活用の推進というところで、実績のところでございますけれども、五郎山古墳の項でございます。

五郎山灯ろうまつりに合わせて臨時夜間開館を初めて行うなど、コミュニティのイベントとの連携というのが進んでおるところでございます。

続きまして、45ページを御覧ください。

目標の7、人権尊重のまちづくりの項でございますが、こちらの次のページ、46ページを見ていただきますと、下半分、主な取組、市民の人権・同和問題に対する科学的認識と理解を深めるための啓発ということで、実績の欄でございますが、昨年度につきましても全ての行政区で実施をすることが市民懇談会できました。また、参加人数についても、昨年度よりも増加しているところでございます。今年度につきましても、議員の皆様の御協力をお願いしたいと思っているところです。

駆け足ではございましたが、個別の事業についての御説明をさせていただきました。

説明を加えなかった事業も多くあります。詳細につきましては、所管課にお尋ねいただければと考えているところでございます。

報告について、以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） これはすごくページ数がいっぱいあって、私もちょっと目を通したんですけど、全部完璧には通せなくてですね。今さっき課長が言われたように、何かちょっと気になることがあれば、また所管にそれぞれが質問なりすると思いますので、またよろしく願いいたします。

では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、所管事務報告に入ります。

令和8年度筑紫野市教育振興基本計画について、執行部から報告願います。

亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 筑紫野市教育振興基本計画令和8年度につきまして、御報告をいたします。

資料は4番の資料でございます。

まず、1ページをお開きください。

まず、1番に記載しておりますが、教育振興基本計画につきましては、教育基本法の規定において、また第七次筑紫野市総合計画に基づきまして、策定をしているものでございます。

次のページ、2ページを御覧いただきますと、4番に記載をしておりますが、筑紫野市では、第七次筑紫野市総合計画の施策のうち教育に関する部分につきまして、筑紫野市教育施策大綱として位置づけているところでございます。その目指すところを具現化するための基本的な計画が本計画でございます。

このページの中ほどに第七次筑紫野市総合計画を図示しておりますけれども、施策の赤枠で囲んでおります七つの施策、1、2、3、4、5、6と、飛んで19番の七つの施策を

教育振興基本計画の七つの目標と位置づけて、それぞれ取組を進めているところでございます。

4 ページをお開きください。

こちらのページからが、それぞれの目標に即した今年度の計画、具体的な取組をお示したものでございます。昨年度からの変更点、それから書きぶりを変えたものに絞りまして説明を加えさせていただきます。

まず、目標 1、子育て支援の推進。

基本事業名、幼児教育・保育の充実についてでございますが、このページでは下のほう、令和 8 年度の主な取組及び具体的な取組、放課後児童健全育成事業の推進の三つ目のポツのところでございますけれども、筑紫小学校、筑紫東小学校の放課後児童クラブ施設の増築を行って保育環境を整えてまいります。

次のページを御覧ください。

目標の 2 でございます。学校教育の充実。

基本事業名、教育環境の整備ということで、このページにつきましては、令和 7 年それから令和 8 年度にかけまして小中学校の体育館空調設備についての動きがございますので、現状、課題、それから令和 8 年度の主な取組それぞれに記載をし、加えたものでございます。

次のページ、6 ページを御覧ください。

基本事業名、教職員の資質向上と働き方改革のところでございます。

これも下の段の令和 8 年度取組としまして、丸の二つ目でございますが、教職員の働き方改革と資質向上の取組の推進の中で、令和 7 年度に導入しました校務支援システムの活用など校務 D X 化のさらなる推進に加えまして、小学校の水泳授業の民間委託等の取組を推進いたします。

それから、一番下の丸でございますけれども、中学校部活動の地域展開に向けた取組として、まず天拝中学校で試行的に始めてまいります。

次のページでございます。

確かな学力の育成というところで、令和 8 年度の主な取組としましては、丸の二つ目を丸々新しく追加をしております。

学力向上プラン、各学校において策定をしておりますが、こちらを管理職のリーダーシップの下、組織的に実践をしております。

あと、二つ目のポツにありますように、一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導、それから、学習に困難を抱える児童生徒への個別の支援を充実させていきます。

また、その下の丸でございますが、ICTを活用した教育の推進。令和7年度に更新しましたタブレット端末や強化された校内ネットワーク環境を最大限活用した教育活動を推進してまいります。

また、二つ目のポツで、ICT担当教員向け研修会の充実など、教える体制につきましても強化してまいります。

次のページでございます。

豊かな心の育成でございます。

こちらにつきましても、下のほうの令和8年度の主な取組としましては、丸の一つ目の項ですが、いじめ・不登校のための組織的・総合的な指導体制の構築ということで、令和7年度に設置しました教育支援センターを中核として、組織的な不登校対策を推進してまいります。また、適応指導教室、つくし学級における取組につきまして、様々な体験ができるよう活動内容の充実を図ってまいります。

次のページを御覧ください。

健やかな体の育成のところでございますが、令和8年度を取組の一番下の丸でございますけれども、学校給食費の無償化。令和8年度に取り組みまして、保護者、子育て世帯の負担の軽減を図っているところでございます。

ちょっと飛びます。12ページを御覧ください。

12ページが、目標の3、子ども・若者の健全育成でございます。

基本事業名、子ども・若者の学習機会・体験活動の充実としまして、令和8年度を取組の段の下から三つ目のポツでございますが、放課後子ども教室を実施して、多様な体験活動や交流の機会を提供することとしております。

次のページを御覧ください。

基本事業名につきましては、子ども・若者が自分らしくいられる地域づくり、こちらも令和8年度の主な取組のところの一番上の段でございますが、子ども・若者が安全で安心できる活動拠点づくりということで、生涯学習センターの改修でございます。青少年プラザのリニューアルや自由学習コーナーの拡張工事を実施いたします。

それから、二つ目のポツでございますけれども、地域学校協働活動の一環として、繰り返しになりますが、放課後子ども教室を実施する予定としております。

飛びまして、15ページをお願いいたします。

目標の4、スポーツの振興でございます。

基本事業名、スポーツ施設の充実ということで、令和8年度の主な取組、スポーツ施設・設備の充実の四つ目の項でございますが、総合スポーツ施設の整備につきましては、候補地の検討等を進めてまいります。

次のページを御覧ください。

基本事業名、スポーツ団体・指導者・ボランティアの育成でございます。

こちらも令和8年度の主な取組の一番下の行でございますけれども、部活動地域展開に伴いまして、指導者の発掘や研修を行ってまいります。

次のページを御覧ください。

基本事業名で、年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進といたしまして、こちらも令和8年度の主な取組の一番下の丸でございますけれども、繰り返しになりますが、中学校部活動の地域展開の取組、天拝中学校をモデルとしまして、部活動の地域展開全校実施に向けた課題整理を行ってまいります。

次のページでございます。

目標の5番、生涯学習社会の推進。

基本事業名は、学習機会の充実ということで、令和8年度取組といたしましては、丸の魅力ある学習機会や情報の提供として、二つ目のポツでございます。ちくしるキャンパスの充実を進め、多世代が交流できる生涯を通じた学びの場づくりを進めてまいります。

次のページでございます。

基本事業名、地域で活躍する人材の発掘と育成ということで、令和8年度の主な取組でございますけれども、丸の9、人材育成と地域交流の推進につきましては、二つ目の丸ポツ、担い手の育成に取り組むということ、それから新たに立ち上げますボランティアポータルサイト等を活用して情報発信を推進してまいります。

次のページでございます。

読書活動の推進、こちらについては、その次のページ、21ページを御覧いただきますと、令和8年度主な取組といたしまして、子どもの読書活動の推進の七つ目のポツでございますけれども、若年層へ向けた取組として図書館で実施する事業への市内高校生のボランティア参加等を促進してまいります。これは新たな取組でございます。

次のページでございます。

基本事業名、生涯学習施設の利用促進でございますが、こちらの令和8年度取組としては、安全・安心な学習施設の整備促進の二つ目のポツ、竜岩自然の家の休憩棟・ログハウスに空調設備を新設いたします。

また、この欄の一番下のポツでございますけれども、施設の予約につきましては、オンライン申請、オンライン決済ができるようにしてまいります。

次のページでございます。

目標の6番、歴史の継承と文化の振興。

基本事業名、文化財の保護・利活用の推進についてでございますが、これは現状のところの七つ目の丸でございますけれども、令和7年に新たに前畑遺跡が国史跡の指定を受けましたので、次のページ、24ページの令和8年度の主な取組の下から三つ目のポツのところに対応して、前畑遺跡は令和8年度から2か年事業で保存活用計画の策定に取り組んでまいります。

それから、26ページでございます。26ページにちょっと飛びます。

26ページが、芸術文化活動の推進でございます。

こちらにつきましては、令和8年度取組の下から2番目のポツでございますけれども、文化会館の設備更新を図っているところでございます。

これを受けまして、次のページ、27ページが、目標7、人権尊重のまちづくり。人権教育及び啓発の促進でございますが、これも次のページの令和8年度の主な取組の二つ目のポツを見ていただきますと、この前の議員全員協議会でも御案内いたしましたけれども、同和問題啓発強調月間（7月）の取組につきましては、文化会館の改修によりまして講演会の代替となる啓発事業の実施を行うところでございます。

各課での取組につきましては、委員会での御報告でありますとか御相談等もあるかと思っておりますので、御指導いただければと思っております。

以上、計画の説明につきまして、駆け足ではございましたが、以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君）　7ページの、令和8年度主な取組及び具体的な取組の、御説明いただきました二つ目の丸の二つ目のポツですけれども、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行うということで、個別の支援を充実させると、これはとてもいいことだと思っ

ております。しかし、それに対応できるだけの教職員の、例えば労働時間だとか、人数だとか、これは確保はできるのでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 教職員の確保の実態について、ちょっとすみません、具体的に今申し上げるような資料を持ち合わせてないんですけれども、確かに教職員の働き方改革ときめ細やかな指導というのが両立できるのかという、もっともな御意見だと思います。そこら辺の一助となるのがＩＣＴの活用とかそういったところになっていくかなと思います。それから、グループで指導したりとか、いろいろ指導の仕方につきましても学校で工夫をされてあると思いますので、そこら辺で、努力だけではカバーできないところもあるかもしれないんですけれども、しっかりやっつけているものと考えております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口あかね君） 今、古賀委員が言ってくださったようなことなんですけれども、６ページの教職員の資質向上と働き方改革のところ、教員試験って今年から恐らく簡素化されて小論文がなくなったとかっていう話も聞いたんですけれども、要するに、働き方改革をしながらどうやって教職員の資質を上げていくのかというのは、ちょっと私も見えなくて、それをお伺いしたいのと。

次のページの７ページ、不登校のＩＣＴの活用事例があるのか。あと、外部の関係機関は、どこの機関になるのかというのを伺いたいのと。

20ページ、図書の推進のところですね。図書の推進の方法で、ボランティアさんが読み聞かせに来てくださったりとかというのがあるんですけれども、実際に図書の冊数が増えて自主的に本を借りに行く機会がどれだけあるのかとか、読む習慣をつけるためにどんな取組をしているのかというのがすごく気になったっていうのと。

あと最後、27ページの人権のところなんですけど、男女共同参画課が入っているんですけど、ジェンダー平等の記載がなくて、その点なぜ記載がないのか、お伺いいたします。

４点、お願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今、個別でずっと聞かせて、そしたら、さきの所管事務の報告のときは、そういう部分、全体的なものをされて、あと詳細は各課でというような表現の仕

方でみんな了としたやんね。今度の分もまた同じようにして各課それぞれでしてならないんですか。そうしないと、担当部署が違うから非常に説明が難しいんじゃないかなと思って。

○委員長（坂口勝彦君） ああ、そうですね、課が違うとですね。

○委員（高原良視君） でしょう。

○委員（上村和男君） じゃあ、関連ですから私に意見を言わせてください。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員（上村和男君） 今のが成り立つとしたら、教育委員会の教育政策課がこれ全体を所管すること自身が難しかろうという話じゃないと、今のは。いやいや違うよ。ほかに答えてもらえと言うなら、あなたたちが知りませんと、詳しいことはこっちでと言うなら、あなたたちがこれらの基本計画を所管するところとしては大変じゃろうと。人がいないのか、人をもう少し増やせと付け加えないと。これは多かろうが。

○委員長（坂口勝彦君） ちょっと休憩しますね。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時31分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 目標7、人権尊重のまちづくりのところで、ジェンダー平等についての記載がないというのは、その視点がないのではないかという御指摘だったと思います。

広く人権というところで、その中に包含しているものということで、当然にジェンダー平等についての教育であるとか、そういった考え方に基づいた取組というのは行っているところでございます。特別に個別の人権問題、課題についての記載はしておりませんが、包含しているものと御理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 各項目に目標値が設定されていると思うんですけど、目標値に関

して全ページを見たところ、7つ、要は令和7年の実績値より低い目標値になっているところがあって、その考え方をちょっと伺いたいなと思ったんですけど。

例えば今一つ挙げると、25ページの歴史学習のところの一番右下、歴史文化に関する体験学習等に参加した児童生徒の数の目標が4,000人になってると思うんですね。これが、さっきの1個前のやつに戻るんですけど、令和7年度の教育委員会の点検・評価報告、これの右側を見ると、さっき御説明いただいた分なんですけど、上の成果指標の下段で、歴史・文化に対する体験学習等に参加した児童・生徒が、令和6年は5,951人、令和7年は6,040人まで増えてて、でも目標が4,000人で。これごめんなさい、さっき説明いただいたときのこの一番右の目標というのは、もともと立てた目標があって、それに対して上振っているというので、よしよしと思ってたんですけど、今回これが令和7年度の評価で、今回令和8年度の教育振興基本計画を立てる上で、令和8年度も今まで5,900人、6,000人まで達してるのに、目標をまた4,000人にするというのは、これはちょっと何かおかしいんじゃないかなという。結局6,000人までいってるのに4,000人、これで仮に令和8年度終わったときに4,500人でしたってなってるとしたら、1,500人体験した人は減ってるのに、目標達成みたいになるわけじゃないですか。令和7年の現状値よりも目標値が低くなっているのが、僕が見る限りで7か所あったんですよね。何か理由があって下げてるのものもあるかなと思うんですよ。何か現状が変わって、目標を下げてでも、何でしょう、何か事情があるところもあるかなと思ったんですけど。これだったりとか、ちょっとおかしいなと思うところがあったんで。ただ、その7か所全部を今ここで申し上げても、なかなか時間がかるかなと思うんで、一旦その大枠の考え方をお聞かせいただければ。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） こちらの教育振興基本計画の、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、目標、基本事業、目指す姿、成果指標の目標値というところが、第七次総合計画から引っ張ってきているもので、ここは毎年の見直しを行っていないんですよ。なので、令和6年から令和9年までの4か年の第七次総合計画の令和9年度での目標値、令和9年度時点での計画の終了時点での目標値をそのまま持ってきてるので、おっしゃるように既に達成してしまっているもの、それから、ちょっと目標が高過ぎて現実追いついてないもの、それぞれございます。

計画自体は毎年つくってはいるんですけど、ここでお示ししております目標値については、第七次総合計画から引っ張ってきたものなので、そういった現象が起こっているとい

うところでございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 分かりました。要は、4年間ごとに次の総合計画で見直していくってことですね。そうすると、甘んじてというか、要は、達成したからまた目標値までは下がってもいいやではなくて、前年の達成値よりさらに上回るようなことを、どの事業と
いうか仕様においても目指してもらえればなと思います。これは意見です。

○委員長（坂口勝彦君） ほかありませんか。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） さっきも言いましたけれども、もし皆さんが個人で気になる
ところがあれば、所管課に直接聞いてもらうとか、また委員会で調査として出してもらって
も結構ですので、今後ともよろしく願いいたします。

じゃあ質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前11時37分

再開 午前11時37分
—————・—————・—————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、所管事務調査に入ります。

不登校初期段階における児童及び保護者への支援体制について、執行部から報告を願う
前に、出席職員が替わりましたので紹介をお願いします。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 続きまして、学校教育課より説明職員が参りましたので、自
己紹介をさせていただきます。

○学校教育課長（高木伸泰君） 学校教育課長を拝命しております高木と申します。よろ
しくお願いします。

○教育指導担当係長（山下 勝君） 学校教育課教育指導担当係長の山下と申します。よ
ろしく願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） それでは、執行部から報告をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木伸泰君） それでは、不登校初期段階における児童及び保護者の支援体制について、説明をさせていただきます。

5番の資料となります。こちら表紙をめくっていただき、資料の1ページを御覧ください。

過去5年間、学年別の本市における不登校児童生徒数の状況でございます。

まず、縦方向の学年別の傾向についてですが、学年が上がるにつれ不登校者数が多くなる傾向でございます。

次に、横方向の年度別の傾向についてですが、ブルーで示している小中学校それぞれの計の欄を御覧ください。

小学校では、令和3年度に109人であったものが、令和6年度の218人をピークに増加しておりましたが、令和7年度は213人で微減となっております。一方、中学校は、令和3年度の195人から令和7年度の314人まで一様に増加しているものでございます。こちら、小学校の令和6年度218人から5名減少したことにつきましては、以前は中学校ブロックごとに小中兼任で配置していた登校支援員を令和7年度に新たに5名配置し、この5名が小学校専任で活動することができたことにより、不登校の増加を抑えることに一定の成果があったものと見ております。

続いて、支援体制についてでございます。

2ページを御覧ください。

福岡県では、生徒指導提要やCOCOLOプランなど、直近の国の方針を踏まえまして、児童生徒の社会的自立を目指した支援を推進するため、県・市町村の教育委員会、そして学校の対応方針をまとめた福岡県不登校児童生徒支援グランドデザインを策定しているところです。

本市におきましても、本指針に基づき不登校支援を推進しているところでございます。

資料の中ほどになりますが、グランドデザインが示す不登校支援の中で、主なものとして、チームサポート方式による対応という取組があります。これは学級担任1人にこだわらず、児童生徒と一定の人間関係ができている教職員がチームを組織し、それぞれの役割を生かした支援を効果的に行うというものでございます。

もう一つの主な取組としまして、不登校予防診断チェックリスト、ファクトファインディング調査とも言いますけれども、こちらを活用するというものでございます。

グランドデザインの中でも不登校の早期発見・早期対応への取組が位置づけられておりますが、これらは不登校の兆候を早期発見するためのもので、児童生徒に簡単なアンケートを取ることで、結果が分析ソフトにより学校生活、友人関係、家庭生活などの領域ごとに集計され、不登校のリスクが高い児童生徒を見だし、早期の段階からチームサポート方式による個別支援へとつなげるものでございます。

最後に、国の動向というところで、3ページを御覧ください。

誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策、C O C O L Oプランの概要について説明をいたします。

文部科学省では、全国の不登校児童生徒が急増したことを背景に、令和5年不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指しまして、学びの保障を社会全体で実現するプランを取りまとめをしております。

プランには三つの主な取組が示されておまして、一つ目は、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備ということで、こちら資料の2ポツ目の校内教育支援センター、いわゆる校内サポートルームでございます。こちらの設置促進や、飛びまして5ポツ目になりますが、多様な学びの場、居場所の確保などが想定をされております。

二つ目は、小さなS O Sを見逃さずチーム学校での支援ということで、こちらの1ポツ目になりますが、先ほどの福岡県グランドデザインにもありましたように、早期発見のためタブレット端末を利用したファクトファインディング調査や、2ポツ目のチームサポート方式による個別支援を行うことなどが掲げられております。

その他三つ目としまして、学校の風土が見える化して、学校を安心して学べる場所にするなどが掲げられております。

資料についての説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 2点お伺いします。

一つ目が、一番最初の数字の表で、令和6年から令和7年で小学生に関しては5名減ったということで、ずっと今まで増えてきてたのがちょっとでも減ってよかったなと思う一方で、ちょっと一つ、これ数字を細かく見ていくと、1年生だけが令和6年24名まで増えてたのが半分に減って、ここがマイナス12名、それ以外はほとんど横ばいというか、5

年生は増えたりとかしている中で、要はこのマイナス5名は、この1年生の大幅な減少がほとんど影響してるのかなと思っていてですね。何か登校支援員さんの具体的な取組が、特に入学したての1年生に対して何かあったのかとか、そこが何か分かれば教えていただきたいなというのが一つ。

二つ目は、一方で中学生はすごく増えてて、合計でいくと、令和4年から令和5年に向けて、これは覚えてるんですけど、50名、結構増えたなと思ってて。ただ、そこから令和5年から令和6年はプラス9名という形で、ちょっと落ち着いてきたのかなと思ったら、また今回令和6年から令和7年でプラス42名、かなり増えているという中で、今いろいろ御説明いただきましたけれども、中学生は私の周りにも結構いるんですけど、中学生の不登校を減らすのは、今御説明いただいた中で具体的にどういう対策が効果があるのかと捉えられているのか。その辺りがあれば教えていただきたいなと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（高木伸泰君） まず、1点目の小学校1年生に対しての不登校児童数の推移に関する見解についてですが、こちらについては、令和6年度24名から令和7年度12名に減っているところですけども、特に学年を限ることなく全ての学年において、まず小学校に対しては登校支援員を配置することができましたので、その対応の結果1年生は24名から12名に減ったということになったものと考えております。

続いて、中学校の不登校対策についての御質問だと思いますけれども、こちら中学校については、一度不登校が発生してしまうと、なかなかそれを復帰させるというのが難しい現状でございます。ですので、当然、中学校の支援は支援で続けていくんですけども、同様になるだけ早い段階、小学校からの早期発見・早期対応というところが重要になってくるものではないかと考えているところです。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（春口あかね君） こちらの調査、私が出させていただいたんですけども、御用意してくださった文部科学省のCOCOLOプランの御説明をいただきまして、県のグランドデザインの取組を市も採用しているということだったのでお伺いするんですけども、COCOLOプランというのが、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策プランということで、不登校によって学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指していると書かれてあります。なぜこれができたかという、不登校の生徒

が急増して、学校に戻そうとしたけど効果が得られなかったから、学びの保障だけはやっていきたいと思いますというのでできたのが、このC O C O L Oプランと聞いております。その中でいくと、近年、不登校生徒が増えている中で、どうやって学びの保障をしているのかというのをちょっと深掘りしたいなと思っているんですけども。

それと、あと1年生のうちから不登校が出ているということで、先ほどの教育振興基本計画にも、幼児からの小学生との連携だったりとか、小中の連携というのがグランドデザインには書かれてあると思うんですけども、1年生の初期の段階とか不登校という兆候に対して、どういう対策をしているのかというのを伺いたいと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（高木伸泰君） まず1点目の、誰一人取り残されない学びの保障についてということで、質問だったと思います。

こちらにつきましては、まず不登校になられているお子様、児童生徒の方に対しては、まず学校現場で、先ほど申しましたチームサポート方式によるしっかりとしたサポート体制を取っていくというのが、まず第一にございます。そこであつても学校に行けないというお子さんに関しては、教育支援センターの充実ということで、特につくし学級等ございますので、そちらによるサポートを行っているものでございます。

続きまして、小中の連携ということで、特に中学校1年生に対しての取組はというところでございますが、小学校・中学校連携会議というものを開催しておりまして、その中で、それぞれの教員の中で、個々の生徒の事例の共有などを行っているところでございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口あかね君） 今、不登校の子に対しては、学校がチームを組んでとか、行けない子には教育支援センターがとかおっしゃっていたと思うんですけど、兆候がある方、今、小中の連携で連携会議はやってると言われたと思うんですけども、連携会議の内容がどんなものかというのと、どういう効果があるのか。あと、幼保の連携はどうしているのか、伺いたいします。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山下係長。

○教育指導担当係長（山下 勝君） 私のほうから回答させていただきます。

まず、小中連携会議の内容につきましては、小学校と中学校の不登校担当の先生が、今の小学校での不登校のお子さんの状況などを中学校にしっかりと共有しまして、中学校の段階で不登校の状況が継続しているようであれば、これまでの支援の内容をきちんと引継ぎをして、家庭訪問だったり、それ以外の支援方法などを、具体的にどういった内容をサポートしていくのかというのを、引継ぎをしっかりとしているところでございます。

幼保の連携につきましては、現状、幼稚園・保育園から小学校に進学する段階で、各保育所、幼稚園と進学予定の小学校で、年度末に引継ぎの打合せをしております。その中で、特に在籍園で過ごし方とか人間関係で心配があるお子さんなどについては、しっかりと情報共有をして、進学段階で不安がないようにというところで協議を進めているところでございます。

それから、3番目の不登校兆候のお子さんに関する支援につきましては、兆候の段階、先ほどのアンケート調査などで心配な向きがあるお子さんなどが上がってまいりますので、そういったお子さんに関して先生方だけではなくて、学校に配置されているスクールカウンセラーの先生ですとか、あと市教委に配置しているスクールソーシャルワーカー、こういった専門職のスタッフなども連携することによって不登校を未然に防止するということで、多職種の人間が関わっていくというところで現状対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口あかね君） そしたら、幼保連携をしていて、一定数ずっと小1から不登校の子がいるということは、主な理由っていうのがどんなものなのかというのと、兆候が見られる生徒には、先ほどFFアンケートをやっているとされてたと思うんですけども、例えば学年が上がる段階とかではこのアンケートはないと思うので、その子たちに対してどういうサポートをしているのか。今聞く話だと、まだその兆候が見られる方への支援というのが十分でないなと思っていて、不登校に対する支援というのは初期の段階が一番重要だと思っているんですよ。なので、その相談体制とかをどんなふうにしてるのかというのを、もう一度お伺いしてもいいですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（高木伸泰君） まず、1点目の幼保連携の中で、小学校1年生が不登校になっているというところの、ちょっと深いところの理由ということで聞いております。

こちらにつきましては、これは小学校1年生だけにはならないんですけれども、全体としまして不登校の要因としては、学業の不振であったりとか、親子の関わり方、生活リズムの乱れ、それから無気力、不安、友人関係をめぐるトラブル、こういったところが文科省の報告の資料の中でも出てきておりますので、そういったところが要因になっているところだと考えているところでございます。

続いて、アンケートを行っていない小学校1年生に対してのサポートというところでございます。

実際このアンケートは5月に取得をするということになりますので、なるべく早い段階で取得をして兆候を見ていくというところは、それはそれであるんですけれども、4月から登校ができてない小学校1年生のお子さんだったりしたときは、学校側から家庭としっかり協議をすることによって、どんなサポートができるかというところの取組を行っているところでございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口あかね君） 学校の関わり方は分かったんですけど、教育委員会の関わり方をもっと詳しく教えてほしいなと思っていて、学校は働き方改革をして、不登校の支援も個別指導もつてなると、すごく大変だと思うんですね。不登校が増えていて、この約500人が学びのアクセスにちゃんとできているのかというのを私はすごく危惧してまして、ICTなり何なりを不登校の子たちに提供しているのかとか、結局この子たちが大人になったときにしっかり社会に参画できるかというのがすごくポイントになってくると思うんですね。初期の段階の不登校というのを放置することで、将来的にお金が稼げないとか、社会で働くことができないとかっていう、そういったことも出てくると思うので、学校教育課が、この不登校の数に対してとか、今後の関わり方とか、相談体制とか、どう認識しているのかをお聞かせいただけたらと思います。学校だけに任せるのではなくて、教育委員会がどうするかをお聞かせください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（高木伸泰君） まず、教育委員会としての関わり方というところでござ

います。

一部繰り返しにもなってしまいますけれども、まずは不登校が発生した状態から、まず一義的には学校で対応されるというところになります。その中で、また先ほどのアンケートを取得したりしますので、そこからの対応ということになりますし、また保護者と協議をする中で、教育支援センター、つくし学級等についても話ができることになりますので、そういったところで対応しているところがございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口あかね君） それは学校側がやっているというのが分かったので、今後、教育委員会がこの不登校、登校困難な状況を加味してどう支援していくのか、お聞かせください。

○委員長（坂口勝彦君） 山下係長。

○教育指導担当係長（山下 勝君） まず、不登校の人数なんですけれども、今回お示した不登校の人数は、長期欠席、長期で30日以上欠席したお子さんの総数なんですけれども、昨年の12月のこちらの委員会で御報告させていただいた内容の中で、不登校の状況についても、休んでいる日数について段階があるということ、週3日から週4日学校に来ているお子さん、一方で、もうほとんど1日も学校に登校できていないお子さん、段階があったという御説明をさせていただいたと思います。当然、不登校のお子さん、総数としてしっかり確認しながらも、今申し上げましたように、不登校の状況、程度についても様々な状況があるというところをこちらとしては分析しております。

その中で、学校にアクセスできているけれども、登校の頻度が少ないお子さんについて、どういうアプローチが必要なのか。一方で、全く登校できてないお子さんには、どういった支援を提供していく必要があるのか。そういった支援の方策というのを細かく分析をしながら、今後、対策を検討していきたいと考えております。

その中で、一つ先ほど報告させていただいた登校支援員さんの増員、こちらについては、学校に来てはいるけれども、なかなか教室に上がりにくいお子さん、そういった方の対応、支援をしていくと、そこを強化していくための対応をしているところです。

そういった形で、特に学校に来てないお子さんへの支援ももちろん大事だと思いますが、副委員長がおっしゃるとおり、学校に来ていないお子さんでもなかなかこれから登校がますます難しくなるお子さんへの支援というところについて、教育委員会としては今後支援の強化ということを検討していかなければいけないかなと考えております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口あかね君） 合計527名、令和7年度は不登校の子がいるということで、この人数中何人が今学びにアクセスできているのか、把握しているのか教えてください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（高木伸泰君） この527名の不登校者がどの割合で学びにアクセスできているかというところでございますけれども、こちら不登校になってらっしゃる人数としては、この人数にはなっておりますけれども、その中で保護者、家庭と連絡が取れないというところはありませんので、学びにアクセスできてない児童生徒はいないという認識でございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口あかね君） 今おっしゃった話でいうと、保護者と連絡が取れる人が学びにつながるみたいな言い方だったと思うんですけど、どういった学びですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（高木伸泰君） 説明がちょっと不十分だったと思いますが、保護者と対話をしていく中で、どういった形で教育を受けていくのか。例えばICT機器を利用した通信授業であったりとか、それから、つくし学級の利用であるとか、そういったところをどのように進めていくかということができているという事例の数になっております。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口あかね君） つくし学級の人数は出てると思うので、人数を教えていただきたいのと、ICTを活用している人数も教えていただいてよろしいですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（高木伸泰君） つくし学級の利用児童生徒数が、令和7年度が12人です。

ICTを利用されている児童生徒が、こちらが令和6年度から令和8年度にかけて27人となっております。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（春口あかね君） 何う限り、ちょっと少ないですね、この500名に対してこの数っていうのが。全員が学びにアクセスできてないと思うんですよ。不登校でどうし

ようもないって、個別の事案で全部対応するのは教育委員会もすごく大変だとは思いますが、すけれども、やっぱりこの人たちが大きくなったときに社会参画できないことがもっと大変になってくると思うんですよね。となったときに、教育委員会だけじゃなくて、ほかの課とも連携して、どういった支援をやっていくのかというのがもっと必要じゃないかなと思うんですけれども、その点、今後どうやっていくかを最後にお聞かせください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（高木伸泰君） やはりお子さんの卒業後の社会性の確保というのは、副委員長がおっしゃるとおり重要なことだと認識しております。

また、説明の中で、県のグランドデザインにもありましたように、不登校の兆しの早期発見・早期対応というのは、引き続き取り組んでいきたいと考えているところです。

また、このデータにあるように、不登校の児童生徒数が増加している状況の中で、昨年歯止めをかける一定の成果というのが見えてきましたので、こちら校内サポートルームであったり、登校支援員の充実に向けて今後も取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですね。

上村委員。

○委員（上村和男君） 気がかりなんで聞いておきたいんですけど、不登校の子どもたち、生徒児童を学校に戻すことが重要だと思っておりますか。それとも、そういう不登校になった子どもたちが学びの場とつながるようにすることに少し対応しなきゃいけないなという、文科省だとか県のやつとかを見ると、もう少し柔軟にそういうことを何か提起したり考えたりしてるようなので。この数年とかずっと教育委員会がこの問題で話すのは、あんまり変わらないんですよ。少し加わっているのは、支援員のような先生たち等を増員して少しやろうかというのは少し増えてますけども。だから、そういう点から、もう少し不登校児童生徒がなぜいるのかと。筑紫野市だけではないんですよ、きっと。よそもあります。ただ、少し教育委員会として、そのなぜかというのを議論して、それを柔軟に対応できるようにどういうことを考えたらいいかぐらいはね。

あるいは、どういう施策を、文科省や県もいろいろ支援をすべしと言ってますから、そういうことと結びつけながら、筑紫野市の教育委員会でどういう手だてが打てるのかね。極端な話、学校に行かなくなっちゃって勉強できるという仕組みをあなた方は考えたことがあるでしょう。そういう子どもも校区の学校に行けないならここでどうだというね。

私は、本当に自分の経験からいくと、40年ぐらい近く前に娘が学校に行かないと言ったから先生と相談したら、前の学校に連れていってくださいと言われてましたよ、1週間。その代わり、給食は食べさせないで、給食は帰ってきて山口小学校で食べるようにしてください。そのうち先生の結論は、学校の中に居場所がなかったんですね、クラスの中に居場所がなかったんですね、そこに私が気づくことが重要でしてみたいな話をされて、1週間したら行くようになりましたもんね。どういう努力をされて、どういうことがあったかは分かりません。1週間、前の通ってた学校に連れていってくださいと、その間に考えましようぐらいの。今考えると、とても乱暴ですよ。教育委員会に絶対言っていないと思うんですけど。向こうの前の担任の先生に連絡を取って、親が連れて行って、午前中して連れて帰ってこいと言って。それぐらいあの手この手や柔軟に対応することで、不登校になってる、あるいはなりかけてる生徒児童を教育と結びつけるようなことができていくのかもしれないと思いますけど。

言いたいことは一つ、ちいった頭を使って考えんね。俺たちより頭がよからうが。よそもやってるし、国や県でもいろいろ考えていることだから、それらと連携したりして、保護者等の声を聞いて、あるいは不登校になった児童生徒の声を聞いて、何か手だてがないかと考えてみていただくような機会を教育委員会は取られたらどうでしょうか。でないと、ずっとこの10年ぐらいはあんまり変わらないお話なんで。学校に戻すことが重要だと思うのか。何かの手だてを打って、学ぶこととつなげるようにすることが一つの手だてだのと柔軟に考える。文科省も県もそういうことを考えているようですから。少なくとも市の教育委員会としては、そういうことに立ち後れているとは言いませんけど、あんまりかたくなに固執してしまうと、子どもたちをどっかに置き去りにしたまま教育行政が行われるという結果になりかねないので、あえて申し上げておきますが、文科省のほうはまだ真面目に悩んでいますよ。1回COCOLOの何とかって言いよったら。だから、この人たちは一緒に悩んでくれる人たちだなと思わず思いました。あなたたちが一緒に悩んでくれる教育委員会になって、悩んではいけないとは言いませんよ。悩んでいるとは思いますがけれども、一緒にあの手この手で考えて、学校に来んでもいいばい、その代わりこうしたらあしたらとかいうことが考えられて、いろいろ学校に行かなくても、違う学校に行ったら立派な人になっている人もテレビに時々出てくるでしょう。社会生活が営めるような、そういう社会参加のできる人がそれでもいる。学校に行かないとできないというのはうそですから。少し教育委員会としては、あんまり縛らないで柔軟に考えていただくようなこと

をやったらどうかかなと思っています。意見です。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。

○副委員長（春口あかね君） 聞かれてたほうがいいです。学校に戻すのか、そのままなのか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○委員（上村和男君） 課長が何か言いたいですね。

○委員長（坂口勝彦君） お願いします。

○学校教育課長（高木伸泰君） 御意見ありがとうございます。やはり卒業後の社会性の確保というのは必要なことだと考えております。今現在いろんな選択肢があると思います。学校にしっかり復学してもらうという方法、それから、学びの場をつなげるという形で、つくし学級であったり、家庭での教育を行うという方法、そういったことを家庭としっかり協議をしていきながら、どの子どもたちにとってどれが一番いい選択肢なのかというのをしっかり相談、協議をしながら進めさせていただきたいと思います。

家庭によっては、なかなか協議が進まない場合もあると思います。そういった協議ができない場合については、令和8年度から児童育成支援の拠点事業ということで、そういった悩みを抱えた子どもを面倒見るという事業も新年度で行っておりますので、しっかりと学びのアクセスの確保については努めてまいりたいと考えているところです。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） これはなかなか課題が大変だとは思いますが、しっかり取り組んでください。よろしくお願いします。

質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後0時18分

再開 午後1時00分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

嘉村部長がお見えですので、御挨拶と説明職員の紹介をお願いします。

部長。

○こども部長（嘉村千穂君） 皆様、お疲れさまです。こども部の嘉村でございます。本日は、所管事務報告として、待機児童の状況について御報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

こども政策課から職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） こども政策課長の岡嶋です。よろしくお願いします。

○保育担当係長（渡辺勅之君） こども政策課保育担当の渡辺と申します。よろしくお願いします。

○委員長（坂口勝彦君） それでは、所管事務報告、待機児童の状況について、執行部から報告をお願いします。

岡嶋課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、ただいま通知いたしました待機児童の状況の資料に沿って説明いたします。

まず、1、待機児童数（概数）についてでございます。

令和8年4月1日付待機児童は4人です。待機児童の解消には至りませんでしたが、前年度から1人の減となりました。なお、待機児童の年齢別の内訳は、2歳児が2人、3歳児が2人でございました。

次に、2、認可保育所の入所状況についてでございます。

令和8年4月1日時点の入所状況について、表のとおり、各施設の定員、入所児童数、入所率を掲載しております。定員の合計は昨年度と変わらず2,497人で、入所児童数の合計は2,320人でございました。

入所率につきましては、施設により違いがございますが、平均は92.9%でございました。入所者数及び入所率については、これから年度後半に向け徐々に増え、最終的には定員数を超える入所者数となることを想定しております。

また、令和7年度からの傾向としましては、入所申込者数が前年度より減少するということが続いているほか、希望施設と空き枠がマッチングしないなどの理由で、若干ではあります。以前に比べ空きのある施設が出てきているところでございます。

次のページを御覧ください。

3、待機児童解消に向けた取組についてでございます。

先ほど述べましたように、待機児童につきましては、これまでの取組を通じ減少しているものの解消はされておられませんので、入所保留児童数の課題と併せて引き続き取組を実

行していくことが必要と認識しております。

一方、今後、子どもの数の減少は避けられないものと考えております。筑紫野市ではこれまで既存保育施設の定員増員や保育施設自体を増やすことをしてまいりましたが、希望施設と空き枠がマッチングしないなどの理由で、空き枠のある施設も徐々に出てきております。

現在の入所児童がどのような施設を希望していたのかを調査したところ、自宅近辺を第一希望とされている方が8割強であり、今後のニーズについては、どこにお住まいかによって変わるものと思われます。また、各保育施設の床面積なども踏まえて、各保育施設の意向を確認したところ、定員を超えての預かり、いわゆる弾力的運用に前向きな姿勢を示していただいているところです。

ただし、それには子どもを安全に預かるために保育人材の確保が大前提であるものの、近年、保育施設だけでなく、療育施設などからの求人も増えている状況などから、保育人材の確保がより一層難しくなっているとの声もいただいております。

よって、市としましては、新たに施設を開設することで、既存施設においてさらに保育人材が不足する状況を避けたいと考えております。

また、新たな事業により一定数の保育士を確保できたなどの成果も見られております。つきましては、待機児童解消の主要対策は保育人材の確保とし、市内各保育施設と話し合いながら、さらに保育人材を確保するための対策や、選ばれる保育施設となるには何が有効かななどを検討し、状況の改善に努めてまいりたいと考えております。

では、取組状況について御報告いたします。

まず、既存認可保育施設の入所者数増の検討を適宜行っております。例年からの既存の取組ではございますが、各園の状況を聞き取り、保育所として安全・安心に保育ができる環境も大切にしながら、受入れの相談を行っております。

次に、2、保育士人材確保の取組についてでございます。

まず、1、新規及び潜在保育士の確保です。合同就職説明会を7月と10月に開催しております。

次に、近隣市にある養成校へのアプローチ。こちらは、さきに説明いたしました合同就職説明会へ少しでも多くの方に来ていただけるように取り組んでいるものです。

次に、保育実習への協力。若い世代の人材確保において、この機会は非常に有効とされています。保育士になりたいと思っていただき、また本市を選んでいただくためにも、こ

れからも継続して受け入れていきます。

次に、保育士の子どもの広域入所の実施。こちらは、他市町村在住の保育士の子どもを市内の保育所で受け入れ、保護者である保育士に市内の保育所で勤務してもらえるようにしているものです。一定数申請があっておりまして、保育士確保の有効な手段と認識しております。

次に、昨年度から新設しました2事業です。

就労支援金支給は、就労支援金を交付することにより、潜在保育士、いわゆる保育施設に勤務していない保育資格を持つ方などが、新たに市内の認可保育所にて就労いただけるよう支援を行うものです。

次に、奨学金返済支援については、奨学金の返済費用を補助することにより、奨学金を返済しながら市内認可保育施設に勤務する保育士の支援を行うものです。

次に、2、現役保育士の離職防止です。職場環境づくりのために、福岡県の巡回支援事業を活用しております。これは、福岡県が民間企業に委託しているもので、社会福祉労務士などの専門的な人材が各施設を訪問し、職場環境改善等に関する指導や助言を行うものです。

次に、保育士家賃補助、こちらは市内の保育所に勤務する保育士で、本人を契約者として市内賃貸物件に居住している場合、保育園から受けている住宅手当に上乗せして支給するものです。

次に、保育補助者雇上強化、こちらは保育士の業務負担軽減のため、保育補助者を雇用する保育所に対して補助するものです。

次に、保育所等ICT化推進。昨年度は2施設が申請し、システム導入を行いました。国が推し進めている4機能についての整備を各園ともに進めているところです。

そのほかにも私立保育施設との情報交換を含め、引き続き待機児童解消に努めてまいります。

以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

副委員長。

○副委員長（春口あかね君）　御説明ありがとうございます。保育人材の確保が課題とおっしゃっておりまして、やっぱり私もお話を伺う中で一番給与が少ないとお伺いをするん

ですけれども、やはり同じ働き方で値段が高いほうに行くというのは、やっぱり福岡市に行ってしまうという話を聞いておりまして、筑紫野市で働いてもらうために説明会等を行っていると思うんですけれども、より何かシビックプライドみたいなのを育てていくために、何か交流を増やしたりとか、やっていったほうがいいのではないかなと思うんですけれども、その辺をどうお考えなのかというのが1点と。

あと、入所保留児童に対してのニーズのマッチング強化をしたほうがよいと思ひまして、やっぱり定員割れしているところと100%入所率が超えているところと結構差があると思うので。やはり自宅近辺にニーズが多いというのは把握されたと思うので、何かどんなふうにしたらいいのかというのをもうちょっと研究されてもよいのかなと思ひました。

あとは、ちょっと確認で、待機児童の数え方なんですけれども、4月1日で4人ということで、ちょっと確認なんですけど、希望園、例えば幾つか書く欄があると思うんですけれども、例えば1個しか丸をつけない場合とかだったら1カウントされないのかどうかというのをちょっとお伺いしたいなと思ひます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 御質問ありがとうございます。シビックプライドに合わせて、もうちょっと魅力ある、学生なり保育人材の介入をしてはどうかというようなお話でしたが、ありがとうございます。その点につきましても、市立保育所の園長先生たちも非常に前向きで、もう少し自分たちもできることがないかということを今話したいというような申出を受けておりますので、その中で一緒に話していきたいと考えております。

続いて、入所保留児童のマッチング強化というところなんですけど、こちら窓口で、やはり第一希望にマッチングしない、もしくは第二希望にマッチングしないという場合につきましては、「次こういうところがありますよ」、「待ち人数、今この人数です」、「今、最高得点の方はこの点数です」というようなところで、細かくちょっと打合せをしながら、なるべく入所できるようにということで働きかけておりますので、そういったことを丁寧に続けたいなと思っております。

それから、最後の、希望園の一つが1カウントされるのかということは、待機児童に1カウントされるのかということですかね。先ほどのような希望園にどうしても入れないときに次の施設を御案内しますけれども、やっぱりそこが、どうしても第一希望しかという

ところであれば、そして、かつ空きがあるのに入れる状態があれば、1カウントとしてカウントさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 2点お伺いします。

今の最後のお話とも関連するんですけど、入所保留児童数に関しても教えていただきたいなと思ってまして。入所保留児童数と、あと入所保留児童数の前年比の人数も教えていただきたいというのが一つ。

あと一つ、保育士の確保が今最優先事項とお話あったと思うんですけど、（２）の現役保育士の離職防止のところで、保育士の家賃補助が市内物件に住んでる人のみということだったと思うんですよ。確かに考え方は難しいなと思うんですけど、本当に保育士を1人でも多く確保するというのを最優先で考えるのであれば、どうなんでしょう。市境の中を今ぱっと見ると、結構二日市界限の保育園が既に入所率100%を超えてて、例えばこの辺の保育士さんを増やしたいということであれば、お隣の太宰府とか辺りに住んでいる人に何かしらの補助を出してでもこっちに働きに来てもらうみたいなのって、確保の策として一つ検討の価値はあるのかなとも思ったんですけど、その辺りのお考えをお聞かせいただければと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） まず、入所保留児童の数ですけれども、待機児童の4名を含めまして102名となっております。昨年度は129名でございましたので、27名の差が出ているというところでございます。

次の家賃補助についての分ですけれども、ちょっと休憩に落としてもよろしいでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後1時15分

再開 午後1時15分
—————・—————・—————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 次の家賃補助の条件を市内在住だけではなくて市外在

住の保育士もということでございましたが、こちらについては、また貴重な御意見としてお伺いして、もう1回考えてみるというところでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 一つ目の入所保留児童数が129名から102名というところは、減っていているのはいいことかなと思うんですけど、たしか2年ぐらい前に伺ったときに、二、三年前の数字で四百何名という数字だったと思うんですよ。だから、そこから見ると大分減ってきてはいるものの、102名という数字、これがずっとこれまで比較してきた筑紫地区の近隣市との比較だったりとか、ここが頭打ちなのか、それとも50名まで減らせるのか、30名まで減らす目標なのかみたいな、何かその辺りを筑紫近隣地区との比較と併せて教えていただければと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） まず、近隣市の比較なんですけれども、こちらがやはり今分かるのが筑紫野市のみの数字になりますので、今の段階では令和8年4月1日時点での入所保留の他市の状況というのは分からない状況でございます。この先ここが増えてくるのか増えてこないのかというところなんですけど、先ほど少し説明の中でも申し上げましたが、この2年ほど申込者数が徐々に減っている。初めて減っているという状況が生じております。ニーズは高いと思っているんですが、令和6年と令和7年を比べると55名、令和8年と令和7年を比べると36名、なので、この2年間で91名減っているような状況でございます。なので、慎重な判断というか、開発等々を照らし合わせてという形にはなるかと思うんですけど、今のところ、ここから先そこまで増えないのではないかな。ただ、確定がちょっと難しいなというところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかによろしいですか。

ちょっと私から一つだけ。人材確保というところで、保育士人材確保の取組は、これはいろんな取組をされてあるんですけど、今の段階で他市との違いは、筑紫野市はこういうことをやってますとかっていうアピールするようなことというのは何かあるのか。それを今後取り組んでいこうかという考えはあるかを確認したいと思います。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） アピールできるところは、昨年度取り入れましたやは

り就労支援金と奨学金返済の補助というところがアピールできるかなと思っております。
なので、昨年度行いました合同就職説明会は、その前の年の2倍ぐらい来ていただいたの
で、ここは今魅力に映っているのかなと感じております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。

では、質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時19分

再開 午後1時19分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、所管事務報告をいただく前に、所管課が替わりまして、坂田部長がお見え
ですので、挨拶と併せて説明職員の紹介をお願いいたします。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） お疲れさまでございます。健康福祉部の坂田でございます。
本日、予防接種健康被害救済申請に係る進達処理について、重層的支援体制の整備に
ついて、地域包括支援センターの開設について、以上3件の所管事務報告を予定させてい
ただいております。丁寧な説明を心がけてまいりますので、最後までどうぞよろしくお願い
いたします。

説明のために健康推進課職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課長をしております毛利と申します。よろしく
お願いいたします。

○健康企画担当係長（松尾美琴君） 健康推進課健康企画担当係長の松尾と申します。よ
ろしくお願いします。

○健康福祉部長（坂田浩章君） よろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） それでは、予防接種健康被害救済申請に係る進達処理について、
執行部から報告願います。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 予防接種健康被害救済申請に係る進達処理について、御

説明をいたします。

資料を御覧いただきたいと思います。

本件は、筑紫野市予防接種健康被害調査委員会における審議案件の取扱いに関し、国への進達処理の一部に誤りがあったため、是正を行ったものでございます。

それでは、概要を御説明いたします。

資料の 1、事案の概要を御覧ください。

対象となりますのは、令和 4 年度に開催された市の調査委員会におきまして、予防接種と健康被害の因果関係が認められない、いわゆる否認と判定された 3 件の申請でございます。

これらにつきまして、従前は、調査委員会で否認された案件は国への進達を要しないという認識に基づいて事務を行っており、市から国及び県への進達手続が未実施のままとなっておりました。

しかしながら、本年 3 月、外部からの御指摘を契機に関係法令及び事務手順を改めて精査いたしましたところ、調査委員会の審議結果が否認であっても自治体としては国・県への進達義務があることが判明したため、このたび進達の手続を実施いたしました。

次に、2、現在の対応状況でございます。

対象となる 3 名の申請者の方々に対しましては、速やかに経過の御説明とおわびを実施いたしました。また、当該 3 案件につきましては、国及び県への進達手続を全て完了しております。

次に、3、今後の事務執行についてでございます。

再発防止策として、第一に、事務局内における関連法令の精査・確認の徹底、第二に、複数職員による管理簿等の進捗管理、いわゆるダブルチェックの徹底を図り、法令遵守に基づく進行管理を厳格に行ってまいります。

最後に、4、健康被害救済給付実績についてでございます。

令和 3 年から現在までの累計数を御報告いたします。

これまでの総申請件数は、16 件でございます。今回の是正により 16 件全てについて国への進達を完了しております。そのうち、国の審議結果が出ているものは、支給が認定とされたものが 8 件、これは全て医療費等の給付を完了しております。国で否認されたものが 4 件、そして国からの結果がまだ届いていない結果未達が 4 件であり、この 4 件のうちの 3 件が今回進達を行った事案でございます。国による審議が、これまでの例から考えます

と、1年近くかかることが予想されております。

今後は国による審査を注視するとともに、申請者に寄り添った丁寧な対応と再発防止に努めてまいります。

なお、参考資料として、次ページ以降に、国の健康被害救済制度に関するパンフレットを掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

このたびの事務手続における不手際により、対象となる方及び関係者の皆様に多大なる御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

以上で報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 申請件数16件あるうち、否認が4件あると思うんですが、これ要は、調査委員会では、今回の件みたいに調査委員会の時点で否認とした場合は出していなかったってことは、ここの国で否認された真ん中の4件というのは、こっちでは否認ではなくて、申請したら国に否認されたということなんですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 御指摘のとおり、市の調査委員会では因果関係が否定できないということで国に進達をしたもので、国で審議の結果、否認となったものが4件ということでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） これは今回に限らず、過去に逆に、いや今回否認は出さなくていいという認識だったってことであれば、でも今回否認も出さないといけない。逆に、調査委員会で否認で上げたら、国から認定に変わる、何か逆転するみたいなことってあり得るんですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 本市の例でいきますと、これまで否認であったものを国に進達をしていなかったということでございますので、国の審議の結果、それが認定される可能性もありますし、国の審議の結果はもう国次第ということでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ということも想定されたのであれば、やはり市で、市というか、

調査委員会で否認されて上に上げないってのは、やっぱりちょっとまずかったんじゃないかなと。要は、国が逆に認定するということがあるというのであれば、否認されたのを上に上げなかったっていうことは、その方々からしたら何やってるんだっていうことにやっぱりつながると思うので。かといって、今後ないようにというぐらいしかないですけど、やっていただければと思います。あと、ここはもう意見で。

○委員長（坂口勝彦君） ほかありませんか。ないですか。

私から1点ですね。これは国に出さなくてもいいということになってたということで、よくよく調べたら、やっぱり出さないかんやったというところだったんですけど、これはほかの市もやっぱり同じような例があって、同じような状況なんでしょうか。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 近隣市で私が問合せをした限りでは、申請があったものは全て国に進達をしていたという状況でございますので、本市の誤りであったということでございます。

○委員長（坂口勝彦君） ああ、そうですか。分かりました。

ほかはありませんね。

副委員長。

○副委員長（春口あかね君） 例えば予防接種だけじゃなくて、法令の精査をするとき、どういう体制でされているんですか。法令の確認とか多分通達があってされると思うんですけど、それもなかなかちょっと全員で申し合わせできてなかったのか、ちょっと分からないんですけど、どんなふうにされてるのかなと思って。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） これまでは主に担当者に任せて、担当者のほうで法令等の確認、マニュアル等の確認を行って、それに基づいて事務を行っていたというところでしたが、そういったところではもう担当者任せにはせずに、組織として今後はダブルチェック、複数の職員での法令確認、マニュアルの確認、本当にこの事務の手続が正しいのかどうかというところの精査を確実に行ってまいりたいと思っております。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのためしばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後 1 時29分

再開 午後 1 時30分
—————・—————・—————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をお願いいたします。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） 続きまして、重層的支援体制の整備について、所管事務報告をさせていただきます。

担当課であります生活福祉課職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 生活福祉課で課長をしております虫明と申します。よろしくをお願いいたします。

○地域福祉担当係長（山崎健太郎君） 生活福祉課地域福祉担当係長の山崎です。よろしくをお願いいたします。

○健康福祉部長（坂田浩章君） よろしくお願ひします。

○委員長（坂口勝彦君） お願ひします。

所管事務報告、重層的支援体制の整備について、執行部から報告願ひます。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、重層的支援体制の整備についてということで、御説明をいたします。

資料のほう、御覧いただければと思います。

ページをめくっていただいて、1 ページを御覧ください。

令和 8 年度の主な実施内容ということで記載をさせていただいております。

令和 8 年度につきましては、資料の中頃に記載をしておりますが、包括的な支援を広めるため、事業の理解と協力を求めていくというところで実施をしていきたいと思っております。

令和 7 年度におきましては、相談支援体制の構築であったり、重層的支援会議等のメンバー選定といったところで、庁内中心の動き、そして基礎固めをしてきたところです。

それらを踏まえまして、令和8年度につきましては、庁外それから全庁的なものとして理解を深めていただくために、説明会や研修等の実施、それから、参加支援協力パートナー事業、これはまだ仮の名称になりますが、この立ち上げに向けた検討を行っていく予定としております。

それでは、次のページで、内容を説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

まず初めに、地域団体や機関等に対する説明会の実施、それから庁内階層別、重層的支援会議等のメンバーに対する研修の実施についてでございます。

表をおつけしておりますが、まず一番上の段、こちらにつきましては、地域住民の方々を対象に、団体ごとに説明会を行わせていただく予定としております。

目的といたしましては、事業の理解促進をしていただくためということで、地域での課題を抱えた市民を包括的な相談支援機関につないでいただくと、こういった役割を期待するもので説明会を開催するものでございます。

続いて中段でございます。

これは重層的支援会議等のメンバーということで、具体的に支援の検討をしていく会議体のメンバーについてでございます。事業の理解促進も引き続き行っていくところですが、やはり実践に入っていきますので、こういったところを目的といたしまして研修を行います。

この中で、内容に一つ「コミュニティコーピング」というものを書かせていただいておりますが、これは吹き出しの中に記載しておりますが、他者の困り事の整理の仕方や解きほぐし、必要な人や地域資源につなげる考え方をゲーム形式の研修で学ぶものとなっております。重層的支援会議では、支援が必要な人に対してどのような支援をするのか、既存の取組の掛け合わせで何かできることはないか、こういったものを検討してまいりますので、その考え方を学ぶためにもこういった研修を取り入れているものでございます。

そして、一番下の段ですが、これは庁内ということで、部長、課長、係長を対象とした研修を行います。福祉分野外の取組、こういったものの活用やアイデアといったものが非常に支援に必要となってまいりますので、事業の理解促進を深めていくために実施するものでございます。

続いて3ページを御覧ください。

参加支援協力パートナー事業についてでございます。

この事業は、社会とのつながりに課題を持つ方、例えばひきこもり状態にある方や孤独・孤立をしている方、こういった方が少しずつ社会活動に参加できるよう応援してくれる企業や団体を募集し、対象者の方とマッチングを行い、社会参加の実現を目指すものでございます。参加支援について、つなぎやすくするための一つの仕組みとして、今後検討を深めてまいります。

これは、社会参加を応援してくれる企業や団体をあらかじめ登録いただき、そして、支援対象者の方が現われたら具体的にこういった形でメニューがつかれるか、こういったものを検討して、マッチングした上で実施につなげるものでございます。また、受入先のフォローということで、定期訪問なども行っていく予定としております。

以上が、令和8年度主に実施する取組の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 参加支援協力パートナー事業、これは市内のいろんなそういう団体とか社会福祉法人だとかに参加を呼びかけるんですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 市内の団体さんや企業などに呼びかけをさせていただこうと考えております。

○委員長（坂口勝彦君） ほかありますか。

じゃあ、ちょっと関連で。今、上村委員も言われてたんですけど、このパートナー事業は、例として商品のシール貼りとか清掃作業とか、これはいろんな仕事があると思うんですけど、今、市としてその期待感はやっぱりある。いろんな事業者が来れるという思いというか、期待される部分というのはあるんでしょうか。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 個人の方、お困りになられている方に、いかにその方に合う支援を見つけていくかということになりますので、多くの資源を私たちとしても見つけていきたいなと考えておりますので、そのための仕組みの一つとして力を入れてやっていきたいなと思っております。

○委員長（坂口勝彦君） よろしくお願ひします。

じゃあ質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） ありがとうございます。

○委員長（坂口勝彦君） 所管課入替えのため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時38分

再開 午後 1 時39分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務報告の職員が替わりましたので、紹介をお願いします。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） 3 件目でございます地域包括支援センターの開設について御報告をさせていただきます。

説明のために高齢者支援課職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 高齢者支援課の谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 同じく高齢者支援課高齢者福祉担当の係長で真鍋と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（坂田浩章君） よろしくお願いします。

○委員長（坂口勝彦君） 所管事務報告、地域包括支援センターの開設について、執行部から報告願います。

谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 地域包括支援センター（旧アシスト桜台）の開設について、報告事項を説明させていただきたいと思います。

報告事項につきましては、地域包括支援センターをゆめタウン筑紫野本館 2 階に開設予定ということにするものでございます。

経過から先に説明させていただきたいと思います。

1 枚お開きください。

令和 6 年 3 月に地域包括支援センターのアシスト桜台が閉鎖することに伴い、今の宝満福祉会（ちくしの荘）に事業を継承していただき、今現在のちくしの荘の事務所でアシスト桜台圏域も人員を確保した上で継続してもらっていたものでございます。

当初の約束により、アシスト桜台の圏域にも事務所を構えるということで協議を進めて

おりまして、今年度になりまして、地域包括支援センターの開設について、ゆめタウン筑紫野2階での開設をさせていただきたいという申出があったものでございます。

下に図面がございしますが、これはゆめタウンの2階の図面でございます。

右上に、これは北側ですかね、アカチャンホンポがございします。その横にスタジオアリスがあつて、その横に今現在エステが入っているところだと聞いておりますが、そこが9月に撤退する予定になりますので、その後に入らせていただきたいというものでございます。

戻らせていただきまして、開設に向けての法人の予定につきましては、現在、賃貸借の申込みをさせていただく予定になっております。7月中旬に契約を行い、8月に工事打合せを行いまして、開設につきましては、最短で11月1日の予定となっております。

今後の対応につきましては、今回文教福祉委員会で報告させていただいた後、7月以降に民生委員・児童委員連合会、コミュニティ推進協議会等に報告した後に、担当圏域の民生委員・児童委員、また自治会長、そういった方々に随時説明をさせていただきたいと、そして10月に広報掲載をさせていただく予定となっております。

参考に、今の旧アシスト桜台圏域の状況としましては、高齢者数6,939人、高齢化率32.1%、行政区数については24で、ここに書いてあるとおりで、職員体制は以下の5名とする予定となっております。

なお、ゆめタウン筑紫野に開設するに当たって、ほかの地域包括支援センターと条件等で、また市民サービス等において不利益が出ないように協議を進めているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 包括支援センターをゆめタウンにつくるというのは、ゆめタウンから話があつたんでしょうか。こちらから話したんでしょうか。悪いことだと思ってんじゃないですよ。いいことだなと思ひやるんですが、どちらからあつたんだろうかなというね。それを決める上でどういうことが重要だと考えているかだけ説明してくれませんか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 事務所の開設に当たりましては、アシスト桜台から継

承した後、2年ちょっとかかってずっと候補地を探してまいったところでございます。その上においては、圏域の中で一般の事業、民間の土地、もしくはグループホームとの併設等も考慮しながら場所を探していたところではございますが、交通の便利性だとか、そういったところを踏まえた中で、その候補の一つにゆめタウン筑紫野が上がってきたと聞いております。

条件の中につきましては、ゆめタウン筑紫野も協力をしていただけるというところで、ぜひにともという声も上がってましたので、最低限ほかの包括のサービスと差がつかないようにということは、私たちは重々申しつつ進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君）　ほかありますか。

上村委員。

○委員（上村和男君）　聞き及んでいるだけなんで確かかどうか分かりませんが、国が高齢者とかいろんな人の居場所づくりに、こういう大型スーパーとかを選んでつくるような、そんなことの構想が発表されたやに聞いてるんですが、そういうこととは関係ないですね、これは。

○委員長（坂口勝彦君）　課長。

○高齢者支援課長（谷　昌義君）　今回の件につきましては、地域包括支援センターの事務所として、市民の方々の窓口としての運用を第一に考えておりますので、民間活用での居場所づくり、そういったものについては、また別の考え方になるかと思われます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君）　いいですか。

○委員（上村和男君）　やったら面白いと思っていますので。

○委員長（坂口勝彦君）　ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君）　じゃあ私から。ありがとうございました。今回4か所だったのが3か所になってしまって、本当にどうなるんだろうなと私もすごく心配してあった中で、今回ゆめタウンの本館2階に新しく開設予定ということで、正直よかったと思ったんですけど。また、場所に関しても、もともと敷地の中も部屋がきちっとなってますし、駐車場も使いやすいと。だから、いろんなことを考えると、メリットが物すごく多いんですけど、やっぱり今までに経験したことがないと思うんですよね。ちょうどこの図を見ると、アカ

チャンホンポがあったり、隣にはスタジオがあったり、これは写真館ですね。あとゲームセンターがあったり、本屋さんがあったり、子どもが遊ぶところとか、いろんなところがあるんですけど、今までにない中ですので思わぬ出来事があったりとか課題が見つかってくるんじゃないかなと思います。それもしっかり取り組んでいただきながら運営していただきたいなと思っております。期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） ありがとうございます。

○委員長（坂口勝彦君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時47分

再開 午後 1 時48分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後 1 時48分